運搬する方法に関する説明（注15）	［略］
携行する書面及び携行器具等	
手数料の納付方法（注17）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付 （登録運搬物確認機関に申請する場合） ハ　登録運搬物確認機関の定める方法による納付

注　１　［略］

２　削除

３　［略］

４　「許可届出使用者等の区分」　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はそれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者にあつては、許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項又は法第４条第１項の届出をした年月日及び届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び事業の区分を併せて記載すること。

［５～16　略］

17　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録運搬物確認機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録運搬物確認機関の運搬物確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録運搬物確認機関に納付すること。

備考［１～３　略］

［削る。］

別記様式第19（第18条の17及び第24条の２の７関係）

［略］

容器承認申請書

年　月　日

運搬する方法に関する説明（注15）	［同上］
携行する書面及び携行器具等	
手数料の納付方法（注17）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付 （登録運搬物確認機関に申請する場合） ハ　登録運搬物確認機関の定める方法による納付

注　１　［同上］

２　「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録運搬物確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録運搬物確認機関の運搬物確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録運搬物確認機関に納付すること。

３　［同上］

４　「許可届出使用者等の区分」　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はそれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び事業の区分を併せて記載すること。

［５～16　同上］

［加える。］

備考［１～３　同上］

４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第19（第18条の17及び第24条の２の７関係）

［同上］

容　器　承　認　申　請　書

所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。

年　月　日